

1 - 1 4 地域雇用創造推進事業（厚生労働省）【B0902】

支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の自主性・創意工夫ある取組を支援するために、地域雇用創造推進事業を実施し、地域における雇用創造を促進します。

支援措置の内容

改正地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域内の市町村(特別区を含みます。(以下、この事業について「市町村」という。))及び経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を支援します。

事業額は、1地域1年度当たり2億円(7道県(北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)かつ広域連携地域においては、2.5億円)を上限とし、同一地域における事業期間は、3年を上限とします。

なお、一の協議会が同時に二以上の事業構想を提案することはできません。また、地域提案型雇用創造促進事業を実施中の地域は、同事業と本事業を同時に行うことはできません。

支援措置に係る必要な手続き

地域雇用創造推進事業の実施にあたり、協議会は、あらかじめ、別途各都道府県労働局に雇用対策事業の構想を提出し、有識者等からなる第三者委員会による選抜の結果、当該構想が採択されることが必要です。

認定申請にあたって必要な書類

各都道府県労働局へ提出した事業構想を添付してください。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、地域雇用創造推進事業の活用方法について、記載してください。なお、記載にあたっては、各都道府県労働局へ提出した、地域雇用創造推進事業の委託に係る雇用対策事業の事業構想の該当部分を抜き出し、記載をしても構いません。

「地域雇用創造推進事業の委託に係る雇用対策事業」とは、対象地域内で、市町村

や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と一体となって実施することにより、それらの取組の雇用創造効果をさらに高めるような雇用面での対策、具体的には雇用機会の創出、求職者等の能力開発及び求職者への情報提供、相談等といった下記のメニュー例のような取組を実施する事業をいいます。

なお、以下のメニューはあくまで例示であり、これらの他にも地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

(メニューの例)

(1) 雇用拡大メニュー

新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組(事業主を対象とする)。

- イ 創業に伴う人材確保や労務管理についての研修・相談
- ロ 事業所の規模拡大等に必要な中核的又は専門的人材の誘致・確保
- ハ 他地域における雇用創造に係る成功事例についてのセミナー

等

(2) 人材育成メニュー

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の能力開発や人材育成を図るための取組(対象として、地域求職者以外に在職者を一部含めても差し支えないものとする。以下「地域求職者等」という。)

- イ 地域求職者等に対する研修・職場体験講習
- ロ 講師の育成・再教育、既存施設の改修(小規模なもの)
- ハ 地域の中核的人材を育成するための国内外留学、企業派遣研修

等

(3) 就職促進メニュー

地域における就職促進等を図るための地域求職者等への情報提供、相談等の取組。

- イ 研修・講習等に関する情報収集・提供、相談
- ロ 人材受入情報等の収集・提供、合同就職セミナー・面接会等の開催、就職相談コーナーの設置
- ハ U・Iターン就職希望者に対する情報提供・相談

等

また、地域再生計画の計画期間と地域雇用創造推進事業の実施を希望する期間が一致しない場合は、地域雇用創造推進事業の実施を希望する期間を明記してください。

支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。(ただし、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行日以降。)

措置の区分：法律

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案による改正後の地域雇用開発促進法第10条

支援措置に係る現行規定の概要：なし